

市第 118 号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正（総務局関係部分について）

<議案の概要>

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、関係条例を改正します。

1 改正内容

刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されます。

これを受け、下記の改正対象条例において、「懲役又は禁錮」に係る規定を、「拘禁刑」に改めることが適当であるため、文言の整理等と併せて、所要の改正を行います。

2 改正対象条例（総務局関係）

- (1) 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
拘禁刑以上の刑に処せられた場合の期末・勤勉手当の支給制限など
- (2) 横浜市退職手当条例
拘禁刑以上の刑に処せられた場合の退職手当の支給制限など
- (3) 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例
拘禁刑以上の刑に処せられた場合に、退職年金を受給する権利の消滅など

3 施行予定日

令和 7 年 6 月 1 日（改正法の施行日と同日）